

IT 活用事業化支援事業助成金交付要綱

公益財団法人しまね産業振興財団

（通則）

第1条 公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）が交付する IT 活用事業化支援事業助成金（以下「助成金」という。）の取扱いについては、財団助成金交付規程及びその他の法令の定めるところによる。

（目的）

第2条 本助成金は、島根県内の事業者が、財団の技術支援を受けて、新たなサービス・製品の開発や既存のサービス・製品の大幅な改良を図る取組みについて、かかる経費の一部を助成することにより、経営の変革の後押しをするとともに、新たなサービス・製品の創出を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「県内の」とは、島根県内に本社、支社及び主たる事業所を有することをいう。
- (2) 「IT 事業者」とは、受託開発ソフトウェア、組込みソフトウェア、パッケージソフトウェアなどの作成、アプリケーションサービス、情報の処理・提供などを行う事業者をいう。
- (3) 「サービス事業者」とは、サービスの提供主体となる事業者であり、日本標準産業分類などによる区分とは必ずしも一致しない。

（交付対象者）

第4条 本助成金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者。

ア 県内事業者

イ 県内の IT 事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム、これらを出資者とする法人、又はこれらを構成員とする組合等。

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営んでいない者
- (3) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しない者
- (4) 島根県において県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の全税目について未納の徴収金がないこと又は納税義務がないこと。

（交付の対象及び助成率）

第5条 財団代表理事理事長（以下「理事長」という。）は、財団の技術支援を受けて、新たなサ

ービス・製品の開発や既存のサービス・製品の大幅な改良を目的として行う別表の事業欄に掲げるいずれかの事業（以下「助成事業」という。）を実施する者（以下「助成事業者」という。）に対して、別表の対象経費欄に掲げる経費で交付決定日以降に支払われる経費のうち理事長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金交付の対象者としなない。

- (1) 以前採択された事業と同一の内容の事業を、同じ助成事業区分にて行う場合
- (2) 助成事業の実施期間内において、当該事業に対して他の補助金や助成金を充当する場合。

2 助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）の区分、助成率、助成限度額、及び助成事業実施期間、注記事項は、別表の該当各欄に定めるところによる。

（交付の申請）

第6条 本助成金の交付を申請しようとする者は、理事長が指定する期日までに、助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 理事長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、当該申請内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をしなければならない。

- 2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項について修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。
- 3 理事長は、第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を助成金交付決定通知書（様式第2号）により交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 助成金の交付の申請をした者は、前条第3項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から起算して7日以内に、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定により申請の取下げをしようとするときは、助成金交付申請取下げ届出書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（決定内容の変更等）

第9条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ助成金変更承認申請書（様式第4号）を理事長へ提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 別表の助成対象経費の総額の20%を超える増減を経費区分間でしようとするとき。
- (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成目的をより効率的に達成するために

必要と認められる変更

イ 助成目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(3) 助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(4) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 理事長は、第1項の承認をしたときは、速やかにその承認の内容及びこれに付した条件を助成金交付決定変更承認通知書(様式第5号)により当該助成事業者へ通知しなければならない。

(遂行状況の報告及び調査)

第10条 助成事業者は、理事長から助成事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期日までに助成金遂行状況報告書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、助成事業の遂行状況等について必要に応じて、助成事業者に対して調査を行うことができる。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したとき若しくは助成事業を廃止したときは、助成事業が完了した日(廃止にあつては第9条第1項による承認を得た日)から起算して15日を経過する日までに、助成金実績報告書(様式第7号)に必要書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)があるときは、前項に定める実績報告書に助成金取得財産等管理台帳(様式第8号)を添えて提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 理事長は、前条の実績報告書の提出があったときは、報告書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めたときは助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書(様式第9号)により当該助成事業者へ通知する。

(助成金の支払)

第13条 助成金の支払は精算払とする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、概算払ができるものとする。

2 助成事業者は、助成金の概算払又は精算払を受けようとするときは、助成金概算払請求書(様式第10号)又は助成金精算払請求書(様式第11号)を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 14 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成事業に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第 1 号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

- (1) 助成金の交付決定後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき（助成事業者の責に帰すべき事情によるものを除く。）。
- (2) 助成事業者が、当該助成金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 助成事業者が、当該助成事業に関し、法令、この要綱又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- (5) 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (6) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反したとき。

2 前項第 2 号から第 6 号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第 15 条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(加算金及び延滞金)

第 16 条 助成事業者は、前条第 1 項の規定により、助成金の返還を命ぜられたとき（第 14 条第 1 項第 1 号に該当して交付の決定が取り消されたことにより助成金の返還を命ぜられたものを除く。）は、その命令に係る助成金の最後の受領の日（当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日）から起算して納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

3 理事長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の管理等)

第 17 条 助成事業者は、助成事業が完了した後においても、取得財産等を善良な管理者の注意を

もって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第 18 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産（以下「処分制限財産」という。）は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機器ならびにその他の財産とする。処分制限財産を理事長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

- 2 前項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。
- 3 助成事業者は、やむを得ない事由により処分制限財産を前項に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ助成金取得財産等処分承認申請書（様式第 12 号）を理事長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（事業成果等の報告）

第 19 条 別表に掲げる助成事業区分の内、「サービス・製品開発支援事業」、「新事業創出モデル支援事業伴走枠」に取り組んだ助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度（当該助成事業者の会計年度とする。以下同じ。）の翌年度から 5 年間、毎年、助成事業に係る成果等の状況を、助成金事業成果等報告書（様式第 13 号）により理事長へ報告しなければならない。

- 2 別表に掲げる助成事業区分の内、「リサーチ・インタビュー支援事業」、「プロトタイプ検証支援事業」に取り組んだ助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から 5 年間、財団から助成事業の状況等について報告指示があった場合、理事長に報告しなければならない。

（収益納付）

第 20 条 理事長は、前条の助成金事業成果等報告書において、助成事業者の各会計年度の状況が次の各号の全てに該当すると認めたときは、助成事業者に対し、各会計年度につき交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

- (1) 助成事業の直接的な効果により収益が発生している場合
 - (2) 助成事業により研究、開発、生産又は販売した製品等の売上額が 3 千万円を超える場合
 - (3) 当該助成事業者の営業利益及び経常利益が黒字の場合
- 2 前項に定める納付額は、前項第 2 号の売上額の 1 パーセント又は交付した助成金の 5 分の 1 に相当する額のいずれか低い額とする。

（助成金の経理等）

第 21 条 助成事業者は、助成事業に係る収支の状況を記載した帳簿を作成するとともに、当該帳

簿及び収支に関する証拠書類を助成事業終了後（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）5年間、理事長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（助成事業等の公表）

第22条 理事長は、助成事業及び助成事業者の名称並びに事業内容等について、助成事業者の利益に反しない範囲で、当該内容を公表することができる。

（暴力団排除に関する誓約）

第23条 助成事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について助成金の交付の申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（雑則）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。

(別表)

対象事業	財団の技術支援を受けて、新たなサービス・製品の開発や既存のサービス・製品の大幅な改良を目的として行う以下の助成事業区分欄に掲げるいずれかの事業。 ただし、次の(1)から(3)の要件をすべて満たすサービス・製品の開発であること。 (1)以下のいずれかに該当するサービス・製品であること。 ①新たなサービス・製品であって IT の活用が見込まれるもの。 ②既存のサービス・製品を、IT を活用して大幅に改良するもの。なお、「大幅に」とは、改良前後で比較して、改良 3 年後に付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）が 9 % 以上となることが見込まれる場合をいう。 (2)企業、個人を問わず、当該サービス・製品を有償で提供するものであること。 (3)財団の技術支援を受けて創出するサービス・製品であること。			
事業区分	リサーチ・インタビュー支援事業	プロトタイプ検証支援事業	サービス・製品開発支援事業	新事業創出モデル支援事業伴走枠
	助成金の交付を申請しようとする者が、新たなサービス・製品の創出にあたり、顧客となりうる対象を探るために調査を実施する段階	助成金の交付を申請しようとする者が、顧客とその抱える課題を検証し、初期の顧客を獲得する段階	助成金の交付を申請しようとする者が、初期の顧客を獲得した上で、サービス・製品を開発し、市場に投入する段階	助成金の交付を申請しようとする者が、新事業創出モデル支援事業の伴走支援を受けて、顧客となりうる対象調査、顧客が抱える課題を検証、サービス・製品を開発し、市場投入する一連の段階
対象者	次に掲げる要件の全てを満たす者とする。 (1) 次のいずれかに該当する者。 ア 県内事業者 イ 県内の IT 事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム、これらを出資者とする法人、又はこれらを構成員とする組合等。 ※「県内」とは、島根県内に本社、支社及び主たる事業所を有することをいう。 ※「IT 事業者」とは、受託開発ソフトウェア、組込みソフトウェア、パッケージソフトウェアなどの作成、アプリケーションサービス、情報の処理・提供などを行う事業者をいう。 ※「サービス事業者」とは、サービスの提供主体となる事業者であり、日本標準産業分類などによる区分とは必ずしも一致しない。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営			

	んでいない者 (3) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しない者 (4) 島根県において県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと又は納税義務がないこと。			
助成 対象経費	(1) 人件費 (2) 旅費 (3) 調査に必要となる外部委託費 (4) その他理事長が特に必要と認める経費	(1) 人件費 (2) 旅費 (3) 事業に要する開発及び実地検証に必要な機器の購入、試作、改良、据付及び借用に係る費用 (4) サービス・製品開発に必要となる外部委託費 (5) その他理事長が特に必要と認める経費		(1) 人件費 (2) 旅費 (3) 調査に必要となる外部委託費 (4) 事業に要する開発及び実地検証に必要な機器の購入、試作、改良、据付及び借用に係る費用 (5) サービス・製品開発に必要となる外部委託費 (6) その他理事長が特に必要と認める経費
助成率	2 分の 1 以内 （千円未満切捨て）			
助成限度額	3 0 0 千円	1, 5 0 0 千円	3, 0 0 0 千円	3, 0 0 0 千円
助成事業実施期間	交付決定日から 3 ヶ月以内	交付決定日から 6 ヶ月以内		交付決定日から 1 年以内
注記事項	1 消費税及び地方消費税相当額は対象外とする。 2 助成対象となる人件費及び旅費は、本助成事業に直接関与する者の経費に限って対象とする。 3 助成事業者の内、サービス事業者がサービス・製品の開発を外部委託する場合、外部委託費は県内の IT 事業者への委託費に限り対象とする。 4 助成事業者が外部委託を行う場合、外部委託費は助成金の交付の対象となる経費の 2 分の 1 以上とすることはできない。但し、別表に掲げる「サービス・製品開発支援事業」、「新事業創出モデル支援事業伴走枠」に採択された者について、理事長が特に必要と認める場合は、外部委託費を助成金の交付の対象となる経費の 3 分の 2 以内まで認めることができる。 5 助成事業実施期間内に支払いまでが完了していること。 6 過去に本助成金又は IT 活用事業化支援事業補助金の交付の決定を受けた者については、当該交付の決定を受けた事業が完了するまでは新たに本助成金の交付の申請はできないものとする。ただし、「リサーチ・インタビュー支援事業」、「プロトタイプ検証支援事業」、「サービス・製品開発支援事業」において交付の決定を受			

けた者が「新事業創出モデル支援事業伴走枠」に交付の申請をするもの、又は「新事業創出モデル支援事業伴走枠」において交付の決定を受けた者が「リサーチ・インタビュー支援事業」、「プロトタイプ検証支援事業」、「サービス・製品開発支援事業」に交付の申請をするものは除く。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、助成金の交付の申請をするにあたって、また、助成事業の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。